

地域脱炭素創生・岡山コンソーシアム（仮称）規約

令和4年〇月〇日制定

（名称）

第1条 本会は、地域脱炭素創生・岡山コンソーシアムと称する。（以下「本会」という。）

（目的）

第2条 本会は、岡山県内の産学官金の関係者が密接に連携し、県内各地域における取組みを支援することにより、県内各地の地域特性や地域資源を活用し、「地域ならではの」地方創生・脱炭素社会を実現していくことを目的とする。

（取組内容）

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる取組みを行う。

- 一 県内市町村、地域企業などからの相談受付、技術的助言、マッチングの実施
- 二 脱炭素に係る施策や先進事例等の情報共有
- 三 構成機関相互の連携の促進
- 四 その他本会の目的を達成するための活動

（構成機関）

第4条 本会は、その目的に賛同する産官学金の各機関で構成する。

- 2 構成機関は、別紙に掲げる機関とする。
- 3 岡山県内を主たる活動範囲に含まない機関や、本会の支援を受ける県内各地域の主体は、原則として構成機関たる資格を有しない。
- 4 構成機関の入退会は、次条4項に定める幹事会の議決をもって決定する。

（組織）

第5条 本会に協議会、幹事会及び担当者会議を置く。

- 2 協議会は、各構成機関の代表者等により構成し、本会の運営の方針や重要事項を決定する。
- 3 協議会は、構成機関の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。

(案)

- 4 幹事会は、各構成機関の実務責任者等により構成し、本会の運営に必要な主要事項を決定する。
- 5 幹事会は、構成機関の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成をもって議決する。
- 6 担当者会議は、各構成機関の担当者により構成し、本会運営上の詳細事項について協議する。担当者会議は、必要に応じテーマを設定し、これに係る一部の構成機関により開催することができる。
- 7 協議会、幹事会及び担当者会議は、必要に応じ、書面又は電磁的方法により開催及び議決することができる。

(協力機関)

- 第6条 本会は、その取組内容に賛同する機関（以下「協力機関」という。）と協力することができる。
- 2 協力機関は、必要に応じ、前条6項に定める担当者会議等に参加し、助言等を行う。
 - 3 協力機関は、前条4項に定める幹事会の議決をもって決定する。

(事務局)

- 第7条 本会に運営に係る事務の処理等のため、事務局を置く。事務局に事務局長を置く。
- 2 事務局は、本会の構成機関のうち別紙に掲げる機関が担う。事務局の異動は、幹事会の議決をもって決定する。
 - 3 本会の事務局を担う機関は、協議会・幹事会・担当者会議の各会議においても、その事務局として会議進行を担う。
 - 4 第5条に定める協議会、幹事会及び担当者会議の構成員は、各構成機関と協議の上、事務局において別に定める。

(その他)

- 第8条 本会の構成機関は、本会の活動を通じて取得した非公開情報については適切に管理し、また本会の目的以外に使用しない。
- 2 本規約の改定は、協議会の議決をもって決定する。
 - 3 この規約に定めるもののほか、本会の運営上必要な詳細事項は、事務局長が別に定めるものとする。

附 則

この規約は、令和4年〇月〇日から施行する。

【別紙】

<協議会構成機関>

株式会社中国銀行
環境省中国四国地方環境事務所
岡山県
国立大学法人岡山大学
一般社団法人岡山経済同友会
一般社団法人岡山県商工会議所連合会
岡山県商工会連合会
株式会社トマト銀行
おかやま信用金庫
水島信用金庫
津山信用金庫
玉島信用金庫
備北信用金庫
吉備信用金庫
備前日生信用金庫
笠岡信用組合
PwC コンサルティング合同会社

<事務局>

株式会社中国銀行
環境省中国四国地方環境事務所
国立大学法人岡山大学